

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB協会（以下「協会」という。）に協会事務局の正規職員として雇用され、観光案内、会計経理、電話対応等一般事務の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、東日本大震災により業務が忙しくなり、平成〇年〇月頃、会議参加者の前で、CがDに対し、被災者が書類に勝手に会長印を押していると言ったことにより、以後、被災者の精神状態が不安定になったという。被災者は、同年〇月〇日にE病院に受診し「うつ病」と診断され、その後、同病院に通院し内服治療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、自宅で縊死しているところを請求人に発見され、F病院に救急搬送されたが死亡した。死体検案書には、「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を始めとする医学的資料を踏まえた上で、被災者は、平成〇年〇月初旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨の意見を述べており、被災者の症状の経緯等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、評価期間中の「特別な出来事」以外の出来事について、請求人の主張を踏まえ、以下検討する。

#### ア 被災者の労働時間

請求人は、①休憩時間が全く取得できなかったこと、②タイムカードに記録されていない業務があったこと、を主張している。

①については、協会関係者は、被災者を含めて各労働者は、持参した弁当を食べる等してお昼休憩を取得していた旨を具体的に申述していること、②については、被災者が仕事帰りに給与明細を渡しに行ったりした等の事実を認めるに足る資料は提出されていないことから、上記請求人の主張を採用することはできない。

したがって、当審査会としても、被災者の労働時間については、決定書理由に説示するとおり、認定基準の恒常的長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）に該当しないと判断する。

#### イ 東日本大震災に伴って生じた出来事

(ア) 東日本大震災以降、協会は、自治体の要請を受け、避難者の受入れ対応や、被災地への支援、風評被害のキャンペーン等の対応を行っており、被災者の業務量は増加していたと認められることから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、業務量が増加したことによる1か月の時間外労働時間は、最大でも発病前5か月目の45時間8分ではあるが、東日本大震災に関連した業務量の増加であったことを考慮すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

(イ) また、被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで12日間の連続勤務を行っていたと認められる（労働時間集計表）ので、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、その間、深夜時間帯に及ぶ時間外労働は1日であり、「連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行った」とはいえないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

#### ウ Cからの叱責

請求人は、平成〇年〇月頃、被災者が、多数の理事がいる前で、会長印を勝手に押していたことについて、Cから叱責され、その後、C宅に行ってC

から会長印を押してもらったことになったので、これらの精神的負荷は大きいものであったと主張している。

同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、被災者は、Dの管理下で書類に会長印を押していたことから、上記Cの叱責を自らに対する叱責と捉えた可能性があるものの、同叱責は、被災者に対してだけのものではなく、Dをはじめとする事務方全員に対してのものであり、被災者を名指ししたり、人格を否定する発言はなく、業務指導の範囲を逸脱するものであったとはいえないこと、その後に被災者が会長印をもらいにC宅に行ったのも数回であり、その際Cから叱責等も認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

#### エ H協会の職員からのいじめ

請求人は、被災者が、H協会の職員に挨拶しても返事がなかったこと、飲み会に誘われなかったことなどをいじめであったと主張しているが、このような事実を裏付ける資料はないことから、上記請求人の主張は認められない。

(5) 上記(4)のとおり、被災者には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が3つ認められるが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

(6) 以上のとおりであるから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、本文のとおり裁決する。